

2017年2月28日
小金井市地域自立支援協議会資料
生活支援部会:矢野

小金井市条例案に関する修正意見

シンポジウムの意見やアンケートから、又、「市に寄せられた意見等
各部会での意見や委員からの意見をもとに・・・ 分類しながらまとめてみました。

1. タイトル(表題)に対する意見

- 仮称「障害者が共に生活する社会を作る小金井市条例」にたいして
⇒「誰もが安心して暮らせる小金井市条例」
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい小金井市条例」
「すべての人が当たり前で暮らせるまち小金井市条例」
「障害のある人もない人も共に助け合う明るいまち小金井市条例」
「障害のある人もない人も共に歩み、市民皆が共にいきいきと輝く小金井づくり条例」
「障害のある人もない人も生涯にわたり共に生きる市民条例」
「障がいのある人もない人も生涯にわたって共に生きる社会をつくる小金井市条例」

■健全者が関心の持てるものに

市民憲章などとの整合性や当事者の納得できる法律にして欲しい。
「健全者が暮らす社会」で障害者も共に暮らせることを目指しているのか？
小金井市が考える共生社会の在り方とは？

「障害者が～」とあるが誰もが障害者のなる可能性があるのでは
障害のない人が暮らす社会で障害のある方も暮らせる社会にとも読み取れる。
○条例の名称ですが、これ仮称となっていますが、他の市の条例は障がいのある人もない人もという形になっている。「障がい者とともに生きる」、障がい者だけという感じの名称になって、条例上の障がい者だけでなく、いわゆる健全者とともに、社会をつくっていくための条例だと思
うので、仮称に関して障がい者だけに限定しての名称は疑問としてあります。

2. 前文に関わる意見等

- 条例では法律用語の使用は仕方ないが、全国的にも使用しているのか？「何人」⇒「どんな人
人も」では？
- 前文を丁寧語にした理由は？ 優しいけど弱い印象を受ける。
- 前文最後の2行の日本語が？
- 前文に「具体的な事件」を入れるのはそぐわない気がする。
- 前文にやまゆり園のことがふれてあるが適切か疑問。議論してほしい。
- 前文の用語表記「障害」「障がい」が統一されていない。
- やまゆり園の件があり、あの事件の後、私はうなされる日が随分続きまして病気ではないですが、
夢を今も正確にずっと覚えています。その夢は、私の家で人殺しが入ってきたのです。それで私は雨
戸を閉めて、鍵は閉めないのですけどそこに入ってきて殺されそうになったのです。

3. 条文や条例の内容に関する意見

- 学校や教育現場に関わる問題についてはどのようにとらえるのか？
- 教育のバリアフリー盛り込んでほしい。
- 教育分野における差別の定義、合理的配慮の定義を充実させてください。
学校教育において障がい児に対する差別の解消・合理的配慮は、「インクルーシブ教育」を推進
していく上で必要不可欠なものです。

➡長崎県条例からの引用

○障がい児や学校教育現場での対応が含まれない理由は？

○幼少期からの学校教育等において幼少期からいろいろな形で触れ合いながらいろんな交流の中で、当たり前に進んでいく、出会っていきことを教育の中で取り組んでいくことが必要です。それに文部科学省も、交流および共同教育ということをきちんと学習指導要領で用立てております。ぜひそのあたりをさらに一層充実させていくことが学校教育を含めて必要と思っています。その中身は今回の条例の中でぜひ具体化して記載できればよいかと思います。

○差別解消を超え、踏み込んだ内容の条例であることを願う。

○差別についてもう少し踏み込んでほしい。

○差別、虐待について明文化すべき。

○内容に関してはこれからも精査されていくと思いますが、差別に関しては踏み込んでいただきたいと思っています。

○障害者が働ける市にしてほしい。

○「障害特性に合わせた働き方ができる」ことを条例に盛り込んでほしい。

○当事者が小金井で、その人の障がい特性に合わせた働き方、カスタマイズ就業といいますが、小金井でそういう人たちが働ける、社会参加ができる一歩踏み込んだ考え方をぜひ盛り込んでほしいと思います。

○社会参加こそが最良のリハビリです。

○社会参加これが最高のリハビリで生きがいだと思います。そこをしっかりと踏まえたものを作ってほしいと希望しています。

○当事者から話が出ました、条例制定によって、何か変わるのか？という気持ちに対しては、やはり、きちんと条例に盛り込むべきものと思っています。

○23条から31条までの条文の復活を全体会で検討して欲しいと思っています

○16条虐待に関しても、1条だけでなく部会試案 15条（虐待の禁止）と16条（実施機関）を市の責務として、2条分 復活できないでしょうか。

○障がいと女性という二つの要因による複合差別に言及した条文を入れてください。

➡京都府の条例を引き合いにして引用

○権利条約に即した条例に

4. 障がいの理解に対して

○白状を持っていると、視覚障害者のシンボルとして持っていると思っている方は少ない感じがします。

○まず声をかけて自分なりに判断する。最終的にはどうしたらいいでしょうって聞いていただくことが一番大事だと思います。

○白杖を持って歩いている場合、階段ではすぐ気を 使ってください。しかし駅のホームに立っていると。ここは平らだから平たいから、みんな安心だと思われる方がほとんどです。階段のところは手を引いて歩いてくださる方が、プラットホームへ来るとみんな手を離して大丈夫だと思うのが現状です。私達にしてみれば、そこが一番危ないところです。私の先輩がホームというのは、「欄干のない橋」みたいなものだ。

○歩道全体が斜めに歩道がスロープ状になっているということです。車いすでその場所を通る際にはいつも車道側に流されてしまいます。私だけでなく、ベビーカーもそうでしょうし、年寄りのシルバーカーだってそうだと思います。そのことをもっと配慮してもらおうとすると素敵な街になるかと思っています。

○聞こえない人に配慮ですが見て、見るということで理解するのです。聴覚の代わりに視覚からも理解していきます。それが大事だということです。

○字幕放送だけでなく、その文章が読みとれない場合もあります。わかる人も文章がうまくつかめない人もいます。例えば、文章の「緊急避難してください。」を簡単に「早く逃げろ。」の方がわかりやすいという場合もあります。それプラス絵があればもっとよく分かると思います。

○「私聞こえないので教えてもらえませんか」というふうに筆談をすると、自然に申し出てくださる方もあります。

○多くの人に個々に違いのある障がい特性を知ってもらう機会の多い街になってほしい。

○発達障がい者が持つ悩みを学校や市役所、病院などで利用するすべての機関で問題や抵抗なくスムーズに相談できるまちになってほしい。

○高次脳機能障がいの一番の特徴というのは、一人ひとり、みんな症状が違うということが一番困る点です。

○私自身が仕事で障がいのある方と接することによって関心を持つことができた。知るためのきっかけをもう少し増やした方がよいのではないかと考えていて、周知活動的なものは何か考慮されているのでしょうか。

5. 今後の進め方や条例の取り扱い等について

○アンケートはどのように活かされるのか？

○当事者、家族の意見や要望を受け止めるように

○当事者との話し合いは大切だと思う。

○もっと市民参加できると良い

○できればもう少し早い段階から市民参加とか当事者の方ももちろんですが、一般市民の方も参加できる機会があったらよかったですかと思いました。

○一般市民参加の条例にしてほしい。

○市民をどう巻き込むかが大切。その行動計画を考えてほしい。

○市民の意見を取り入れるのにいつも当事者と関係者ばかりなのは疑問。

○当事者・支援者の意見をくみながら、みんなに優しいものが出来てほしい。一般市民にどれだけ浸透するかが一番の課題。

○シンポジウム・意見交換・学習会を重ねることを希望する。

○もっといろいろな地域で条例案について話し合いを設けたらと思う。

○「障害者とともに生活する社会をつくる小金井市条例（仮称）案」に障がいのあるなしに関わらず広く市民の声が活かされるよう市長主導のもとで障害者差別や共生社会に関するタウンミーティング（市民の声を聞く会）を開催してください。

○パブリックコメントを行うと思いますが、パブコメ書いて、書いて終わりという感じになっていることが多い。パブリックコメントの場に出てきた意見をぜひ吸い上げていただいて、条例の中に生かしていただきたいと思っています。

○当事者。支援者・家族たちがチームと体制をつくり、見える力を発揮してほしい。

○条例を浸透させるシンプルバージョンがあると良いのではないかな。

○条例が形になった時、その後どうなるかが一番の課題。

○条例制定後の取り扱いが大事

○基本的な質問ですが、条例ができた後にこれをどのように活用していくかを聞きたい。例えば教育現場で生かした教育をするとか、作業所で規則を守ってない場合に市の窓口で相談するとか、どういう使い方をすればよいのかを教えてください。

○障害者差別解消法の主旨を現場の先生、障害者の教育現場のスタッフにビジョンをもっと丁寧に説明していただいて、あちこちいる議員さんなどの味方を市民と一緒に作りながら懸命に行ってほしいと思います。

○65歳の壁というのが皆さん感じて来るとしています。今後、65歳未満の方々と65歳以上の高齢者もこの議論に参加し、これからも人格の尊厳の問題もあります。

人格障害、そういう方の社会参加とか、まだ考えられていませんで、一緒に議論できるような環境

もつくっていただければと思います。

○普及のために…

動画やアニメ等の情報発信(SNS やユーチューブ、フェイスブック)等若者を取り込んで製作や拡散する

これらの意見や要望をもとに

1. 公聴会を開催する 3月中に1回は…
会場確保の関係で
3月11日(土) 12:00~13:30 市民会館萌木ホール A 会議室(定員66名)
3月16日(木) 18:00~20:00 前原暫定集会施設 A 会議室
の2回実施予定
2. 生活支援部会に各団体の代表の方に参加依頼して積極的に出席してもらおう。
3. 発信のツールとして
○条例案や意見交換会と部会も含め市のHPにアップし積極的に情報公開する。
○合理的配慮のパンフレット(馬場委員の修正原案をもとに)作成しHPにできるだけ早くアップする。
○パブコメではないが一定期間メールでの意見聴取も出来るようにする。
○動画やアニメの制作を学生(大学生や高校生)に協力してもらい制作できないか…(要検討)
4. 条例案の内容について1. の実施状況や意見集約の形でまとめる作業が必要
表題(タイトル)と条文構成や内容と文言修正や追加

課題の整理ができる。

権利条約を再度読み返して

キーワードとして

- ① 「他者との平等を基礎として」というフレーズが条文内には35か所も有る事
- ② 『合理的配慮』
- ③ 『アクセシビリティ』『ユニバーサルデザイン』『バリアフリー』
- ④ 『ICIDH 国際障害分類』医学モデル⇒『ICF 国際生活機能分類』社会モデルへ

⇒ 憲法13条では **個人の尊重と公共の福祉(幸福追求権)**

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政上で、最大の尊重を必要とする」とある。

権利条約の17条では **個人をそのままの状態で保護すること**

「すべての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態尊重される権利を有する」

つまり、『自分らしく生きること』を尊重し守ることが国(行政や立法)の責務となる。

そして、上記の条文の内容が達成されるためには必要十分条件として、各条文が深く関連している。

前文ではaからyまでの25の文節からなり

○「他者との平等を基礎として」基本的人権の確保と障害の多様性を認める差別や偏見そして虐待の

ない社会を構築する事をめざす

条文の構成は50条からなる。

2条の定義では「意思疎通」(コミュニケーション)伝達手段等に 手話を言語と規定
「障害に基づく差別」「合理的配慮」「ユニバーサルデザイン」について定義している。

3条4条で 一般原則・一般的義務について言及

⇒ここで、差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正又は廃止する事

ユニバーサルデザインの普及と促進

法令や政策作成にあたっては障害者を積極的に関与させること

5条から7条では 平等及び無差別の原則 障害のある女子 児童の人権と基本的自由の行使

8条は意識の向上 啓発活動の促進 教育制度上においても…国や行政の責任で

9条は施設やサービス等の利便性 バリアフリー・ユニバーサルデザイン・情報の利用

10条から16条は個人の尊厳にかかわる法律上の身分保障と身体的自由と安全の確保

⇒ここは日本国憲法の人権規定 第11条から14条そして31条から40条に関わる司法上の権利に該当するが 搾取、暴力及び虐待についてはその内容規定は権利条約ではより具体的に法令や政策上の策定を求めている。

18条からは移動の自由、自立した生活の自由等々30条までが 日本国憲法の19条から29条の条文に合致するような内容である。こうした理念で共通するものが多いので憲法と権利条約に基いた法体系が構築されることが求められる。

このような観点で今一度「市条例」案を小金井市の実情や当事者・家族の願いに寄り添うような条文内容にしていきたい。

条例案の表題としては

『障がいのある人もない人も共に自分らしく

ありのままに暮らせる小金井市をつくる市民条例』

としては、

条文構成についても再吟味の必要がある。

したがって、生活支援部会案も併せて提起しながら、最大限当事者団体等の意見を聞きながらも幅広く市民の意見を集約していく事を提案したい。

- ① そのためにHPや市報に掲載し意見を聞く機会を早急に講じる。
- ② 三月の意見交換会(公聴会)を成功させる。市民参加の呼びかけと参加組織の取り組む
- ③ これらの意見を集約し早急に条例案文を作成し公表してパブコメを取る

修正条例案として

前 文

障害は一人ひとり異なり、配慮することや支援が必要ですが、小金井市民の一人ひとりとして、市民活動等への参加や買い物・食事・観劇等々の誰もが日常的に営む生活「あたりま

えの生活」を市民の一員として出来る事を願っています。

お年寄りから障害のある人も子供も安心して暮らせる「心優しい町」であると共に「安心して住める町」であるために行政と共に積極的な街づくり・環境整備等に取り組んでいくこと、そして、困っている人がいる時には、そっと手を差し伸べて「お互いさま」という気持ちをもって日常の生活が送れる町。そんな小金井市になって欲しいと願ってこの条例を制定することにしました。

私たちの国の日本国憲法の国民の人権を守るという条項や 2006 年 12 月に国連総会で「障害者の権利条約」が制定され、わが国でも 2014 年 1 月に批准しました。

これからは、これらの内容をもとに様々な社会の仕組みや制度を見直していく事になります。

以下の文については要検討

しかしながら、「障害者差別解消法」が施行された 2016 年の 7 月とても信じられないような悲しい事件が置きました。神奈川県津久井「やまゆり園」での障害者虐殺事件です。障害者の生存を否定し排除する考え方による重大な犯罪です。優性思想に基づく障害者排除の考え方に私たちは断固反対し、糾弾します。

戦前の障がい者蔑視、ドイツでの障がい者大量殺戮そしてユダヤ人大量虐殺につながった事件を想起させられました。

単に容疑者を精神障害としてこの事件を処理することはあってはならない、もっと根の深いものを感じます。この事件の社会的背景や優性思想を持つに至った経過等の事実解明を強く求めます。

二度と再び、このような事件を引き起こさないためにも、私たちの住む小金井市では障がい者を含めた乳幼児からお年寄りまでが共に支え合いながら「日本国憲法」と「障害者権利条約」が生かされた街にすることを強く願うものです。

そのためにこの条例が障害のある人たちと共により多くの市民を巻き込んで議論検討された結果として、この条例が出来上がりました。

市民の皆さんと共により良い小金井市を作るために共に歩んでいきましょう。「障害者の事は障害者を抜きに決めないで」障害のある人も一緒になって考えが、あたりまえのこととなって、共に生活する社会をつくっていきましょう。その第一歩が今回の条例です。

コメントの追加 [Y1]: 文案の要再検討！
やまゆり園の事件を盛り込むのか否か…

【第 1 条】目的

この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。次条において「法」という。）に基づき、障害者に対する市民および事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすことに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

【第 2 条】定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 差別 正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不利益な取扱いをし、又は取扱いをしようとする事。

【第 3 条】基本理念

- 1 障害者に対する差別をなくすための取組は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として行わなければならない。
- 2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組

と一体のものとして行わなければならない。

3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。

【第4条】市の責務

市は、基本理念、および、法の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

【第5条】市民等の責務

市民及び事業者は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

追加挿入

【第6条】障害児(者)等への総合的な支援等

市は、障害者が地域の中で安心して暮らしていけるよう、日常生活等を営む上での課題及び障害の特性を理解し、当該障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援を行わなければならない。

コメントの追加 [Y2]: アンケートや意見から追加挿入

(1) 乳幼児であるときから生涯にわたって障害者が、その心身の発達のために必要とする適切な支援を受けることができるようにするために必要な施策を講じなければならない。

(2) 市及び市が設置する学校は、障害児に対し、包括的な教育(それぞれの障害者が必要とする教育の内容を把握するとともに、必要な教育及び教育上の支援を包括的に行う教育をいう。)を実施しなければならない。

(3) 障害者が就労により自立した日常生活等を営むことができるようにするため、それぞれの障害の特性を理解し、障害者の雇用機会を広げるとともに、就労の定着を図るよう努めなければならない。

(4) 障害者が自ら選択した地域で日常生活等を営むことができるようにするため、障害者又は障害者と同居する者と不動産の取引を行う場合において、市及び相談支援事業者と連携し、障害者に必要な居住するための安全な場所の提供に努めなければならない。

以降7条からとする

7【第6条】相互理解の促進

市は、市民及び事業者が障害及び障害者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

8【第7条】差別の禁止

何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

→差別の定義を挿入しては

障害を理由として正当な理由なくして、拒否したり適切な対応をしないこと。

(1) 正当な理由なく、障害者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会が与えられないこと。(教育の機会均等)

(2) 募集又は採用に当たって、正当な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否され、又はこれに不当な条件が課されること。

9【第8条】市における合理的配慮

市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

10【第9条】事業者における合理的配慮

事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

11【第10条】特定相談

1 市民は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。（以下略）

12【第11条】申立て

障害者は、自己に対する差別が行われた事実があると認めるときは、市長に対し、当該差別に係る事案（以下「事案」という。）を解決するための助言又はあっせんが行われるよう申立てをすることができる。（以下略）

13【第12条】事案の調査

市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について、相談支援事業者等（市から委託を受けて障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号に規定する事業を行う者をいう。以下同じ。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。（以下略）

14【第13条】助言及びあっせん

市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、自立支援協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づく）に対し、助言又はあっせんを行うことについて諮問を求めものとする。（以下略）

15【第14条】勧告

市長は、前条第2項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

16【第15条】意識の向上

あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行（性及び年齢に基づくものを含む）に対して、障害者に関する社会全体の意識、障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること。

17【第16条】虐待の禁止

差別と虐待が表裏一体の関係にあることを認識し、何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

→虐待の定義を挿入しては

- (1) 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行が加えられること。
- (2) 障がい児者にたいして本人の意思に反する行為(心理的・外傷的行為・財産等の権利侵害)や無視・放置(初メド)等の行為

18【第17条】障害者等への総合的な支援等

市は、障害者が地域の中で安心して暮らしていけるよう、日常生活等を営む上での課題及び障害の特性を理解し、当該障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援を行わなければならない。

19【第18条】その他

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。